

古仏語の従属節の語順に関する一調査

Sur l'ordre des mots en proposition subordonnée du français médiéval

浅野 幸生

Yukio ASANO

フランス語は俗ラテン語からガロ・ロマン語に至る過程で当時の政治的支配者であったゲルマン人の言語の影響を強く被り、このことがフランス語を他のロマンス諸語とかなり異なったものに見せている大きな原因の一つであることは疑いない。その影響は特に音声と統辞の両面において著しい。

語順の研究はこれまでどちらかといえば主節におけるものが主流であったが、ここでは最古の文献にも確認されるゲルマン語と酷似した語順を持つ従属節が、古仏語の初期の段階においてどの程度その名残を残しているかを調査してみたい。

1. ストラスプールの誓約 (Serments de Strasbourg) における従属節

842年2月14日、シャルルマーニュ(Charlemagne)の二人の孫、後のドイツを領有していたルイ(Louis le Germanique)と後のフランス地方を王国の中心としていたシャルル(Charles le Chauve)が、共通の敵であったロテール(Lothaire)に対抗して更に結束を強める目的でストラスプールに会し、それぞれが相手の軍隊に理解できる言葉で一すなわち、ルイが当時のフランス語で、シャルルがドイツ語で¹⁾—同じ内容の誓約文を読んだ。この時の誓約文が、ある程度の長さで内容的まとまりを持った現存する最古のフランス語のテキストとされている。

この中の本来の目的にそった内容を持つ前半部分に、従属節が三箇所に現れる。²⁾それぞれの原文とそれに対応する現代語の逐語訳を併記してみる。

A. - in quant Deus sauir et podir me dunat (original)
autant que Dieu savoir et pouvoir me donnera (F. C.)

B. - si cum om per dreit son fradra saluar dift (original)
ainsi qu'homme justement son frère secourir doit (F. C.)

C. - in o quid il mi altresi fazet (original)
pour autant qu'il à moi de même fasse (F. C.)

この三例がもし当時の語順を忠実に反映しているとするれば、当時の従属節の語順は以下のようであったとすることが出来るであろう。

従属節 [S + OD + OI + 不定詞 + 定動詞]
?

用例が少ないので直接目的補語と間接目的補語の順番を特定することはできないが、ここに見られるのは現代フランス語の語順でもなければその前身であるラテン語の語順でもない。それはむしろ、例えば現代ドイツ語等の従属節中に見られる構成法である³⁾。筆者はここで、この現象が当時のゲルマン語の影響であると断定することが重要であるとは考えていない。その決定はその時期に言語が示した変化の総体と社会状況の分析から下されるべきであろう。語順の問題で言えば、主節においてもこの時期に動詞が二番目に配置される傾向が固まってきたわけであるが、この現象は同じラテン語を母体とするロマンス諸語のなかでフランス語だけに見られるものである。そういう事も合わせて考えてみればここに見られる従属節の語順を、ゲルマン人が自分たちの言語の配語法を当時の口語に適用した結果であると考えることに無理は感じられないのである。

2. 《Le Charroi de Nîmes》における従属節

最古の文献から最初の文学の開花期まで2世紀以上間があるため、その後の変化のあとをたどるのは容易ではない。ここでは12世紀前半に成立した武勲詩《Le Charroi de Nîmes》の中に現れる従属節中の語順を調べ、ストラスプールの誓約に確認された語順が3世紀を経てどの程度保持されているかを見てみようと思う。⁴⁾

従属節は従属接続詞に導かれる副詞節以外に、関係節と目的補語名詞節をも対象とする。節中の要素が少なすぎて語順を問題にすることが出来ない場合—古代語においては非常に多い—は、数に入れない。それぞれの用例を、ストラスプールの誓約に見られた語順にほぼ忠実な場合(F = fidèle)、その名残が一部残っている—例えば名詞目的補語が動詞に先行している—場合(D = déviant)、現代語の語順とほぼ同じ場合に分けそれぞれの絶対数を表にしてみた。

	F	D	現代語とほぼ同じ
副詞節	5	11	31

関係節	2	5	46
名詞節	0	4	5

この表からすぐ分かることは、従属節中の語順に限って言えば、この時代のそれは明らかに過渡期の傾向を示しているということである。ストラスプールの誓約の時期に前述のような語順が忠実に守られていたかどうかは知る由もないが、少なくともここで調査を行った12世紀においてはそれはもはや主流とは言えなくなっていることは伺われる。

また3世紀の時が流れれば語順に限らず現代語に近づくことは当然であるが、ここに見る現象はもう少し違った角度からとらえなおすことも可能であろう。現代フランス語では、主節と従属節は原則的に同じ構造を持つ。これまでの多くの研究が示すように、現代語の主節の語順はこの時代に既にかなり確立しつつあった。そうすると従属節の語順が示すこの傾向は、既に確立しつつあった主節の語順をく後追いする形で同化しつつあることを示しているのではないか。ゲルマン語に見られる主節と従属節を異なった原理で構成する方法から出発して、主節のほうに同化する形で両者が一本化していく過程は、語順のく脱ゲルマン化とでも言うべきか。10世紀末に王位についたユーグ・カペー(Hugues Capet)はもはやゲルマン語を全く解さなかったと言われるが、そうした状況において、異言語の干渉から解き放たれた古フランス語が少しずつ独立した歩みを開始しているようにも見受けられる。

3. ゲルマン語の痕跡を留めていると思われる例

上記の調査のなかで、多くはないがストラスプールの誓約で確認された語順をかなり保っている例もあるのでそれについて検討してみよう。最初に行数(v. = vers)を示す。括弧のなかには語順が分かるように現代語の逐語訳を記す。

v. 130 - Vers Looyz, quar servi l'ot assez (car servi l'avait beaucoup)

v. 184 - Qui deffier te vint ci en ta cort? (défier te vint)

v. 202 - Quant vos sanz moi des terres fetes don! (vous en mon absence des terres fais)

don!)

v. 313 - Qui bien la terre maintenir en porront; (comme il faut la terre gouverner pourront)

v. 381 - Quant ceste henor a prendre ne vos siet, (Puisqu' (il) ce domaine de prendre ne vous convient)

v. 406 - Quant ceste hennor recevoir ne volez, (Puisque (vous) ce domaine accepter ne voulez (pas))

v. 474 - Demi mon regne, se prendre le volez, (si (vous) prendre le voulez)

古仏語自体現代語に比べてはるかに語順の自由度が高いことは周知のことであるが、それに加えて主語人称代名詞などの頻繁な省略があるため構造が見極めにくい。省略されている要素の位置を推測すること自体に意味があるとは思えないが、上例の訳で括弧のなかに補っているのは、幾つかの可能性のなかでそこにあるとした場合一層ゲルマン語の従属節の配語法に近づくためである。

副詞も本来自由に位置を変える傾向があるので構造の決定においては二次的である。ここで問題にしている構造の特性を決定する第一の要素は定動詞(助動詞)と不定詞の位置関係であり、第二の要素は名詞目的補語の位置である。上例では v. 202 を除いて〈不定詞一定動詞〉の順で節の終わりに置かれている。この形は現代語ではいかなる場合にも見られないものである。定動詞には不定詞を従えるいわゆる「法助動詞」だけでなく v. 130 のような過去分詞を従える avoir や être も含まれるが、そのいずれにしても主語と人称・数において一致し、これが節の最後に置かれることにより節の始めにある主語と「枠構造」を形成するのである。この構造は同じ12世紀に書かれた別の作品にも確認される。

- qui le blanc cerf ocirre puet (qui le blanc cerf tuer peut)

- *Erec et Enide*, Chrétien de Troyes

この例においては名詞目的補語(le blanc cerf)が動詞の前に出ているが、これも現代語には見られない形である。v. 202, 313, 381, 406も同じ形であるが、名詞目的補語のこの位置はそれに続く〈不定詞一定動詞〉の配語法とある種の調和を醸しだしているようにも思える。しかしながらこの古

い時代の遺物になりつつある語順は、主節からのアナロジーにより頻度を次第に落としつつも、脚韻などの補佐が得られた場合一つの選択肢として登場することになる。

4. 資料に関する問題点

古い時代の語順を研究する際いつも付きまとう問題がいくつかあるが、そのうちここで扱ったテーマと直接関係のあるものについて考えてみたい。

本稿では、最古のフランス語文献に現れた従属節の語順が、豊富な文献を生み出す12世紀に至るまでにどのような変化を示しているのかについて考えることが目的であったので、調査すべき資料は古仏語のなかでもできるだけ早期のものであることが理想であった。しかし我々はここで何らかの妥協を余儀なくされる。先ず語順の研究に用いられる資料としては韻の影響を受けない散文が理想であるが、フランス語の場合本格的な散文が現れるのは13世紀になってからである。ところがこの場合、12世紀の豊富な韻文の文献を飛び越して13世紀のものを使うことは研究の主旨に合わない。資料に選んだ《Le Charroi de Nîmes》は韻文であり、上記の諸例も当然脚韻の制約を受けている。

しかし我々はここでもう少し突っ込んで考えてみる必要があるだろう。確かに韻文においてはあらゆる例が韻の制約を受けていて、その事が逐一語順に影響を与えているに違いない。だがその事が即統計の数値に反映するわけではない。上記の表においては語順の逸脱度によって三段階に分けて数値を示したわけだが、そのいずれもが等しく韻の影響を受けているのである。つまり、取り上げて検討した一番忠実なケースがもし散文ならばそれと異なった語順を取っただろうと推測することが可能であると同時に、現代語とほとんど同じ語順であった例についても同じように推測することが可能なのである。その意味では三つのケースは同じ条件の元にあり、韻文による語順の統計の不確定性はこの事を考慮に入れて捕えられなくてはならない。あくまで散文が理想ではあるが、韻文でも研究者の慎重な洞察に恵まれれば語順研究の資料として十分役立つであろう。

ストラスブールの誓約からわずか40年後、フランス語による最初の詩のテキスト「聖女ウーラリの続唱」《Cantilène de Sainte Eulalie》が出る。同じ韻文でもこれを資料として用いることを躊躇するのは、短かすぎることもあるが、その韻律形式が元のラテン詩の影響を色濃く残していると考えられるからである。そして10世紀までに現れた文学作品は、多かれ少なかれこのような性質を備えているのである。

だから本稿で用いる資料としては11世紀後半以降のものが対象となるのであるが、そこでもう一つの問題が起こる。これは一番目の問題ほど深刻ではないが、問題の性質から言って、できれば資料として使用される作品は方言色の無いものであることが望ましい。実際、以上の条件を満たす文献は、12世紀前半になってやっと現れるのである。その一つとしてここでは前述の武勲詩を選んだわけである。⁵⁾

5. おわりに

文献の少ない時代における言語状況を推測することは困難を極める。ましてや純然たる散文も口語の記録も残っていない場合はなおさらである。だが言語史を構築するためには何らかの間接的な手段に訴えてでも間隙を埋めていく努力が必要になる。

ストラスブールの誓約が我々に残されたことは幸運だった。それと同時にこの歴史的に重要な文書は多くの問題を提起し、これまで長い間おびただしい量の研究・考察が行われてきた。我々はここでこの文書が当時のフランス語を忠実に反映しているという前提で話を進めてきたが、他に同時代の文献が無いのであるからこの事すらも間接的な形で証明せざるをえないのである。それではもしこの文書が一特にその語順において一当時の口語を忠実に表したものでない場合、どのような状況でそうなったのか。

この文書には元々ラテン語の原本が存在し仏文と独文はその翻訳である、という説には何の根拠も無いが、⁶⁾エーヴァルトが示したようにカロリング朝の法律文書のなかに誓約の仏文と酷似した例が多く存在するのも事実である。⁷⁾誓約の起草者がこれらの書式を参考にした可能性は高いと思われる。ただ彼の論文のなかに引用されているラテン文のほとんどは古典ラテン語の標準的語順とは言えず、それ自体当時の俗語の影響を受けているように思われる。だからもし起草者がこれらの法律文を意識して書いたとしても、それが即ラテン語法のコピーであるとは言えないのではなかろうか。

この問題について考える際に、我々はもっと重要な事実を思い起こさなくてはならないだろう。つまり、この誓約文が一体何のために当時の俗語で書かれたのかということ。それは、聞き手の兵士たちがラテン語を良く解さなかったこと以上に、この誓約の形式自体が重要な政治的意図を担っていたことである。翌年のヴェルダン条約でシャルルとルイに分割される領土の境界は、基本的には言語的境界であった。それまで統一されていた帝国を、前者にはロマンス語圏後者にはゲルマン語圏という形で分割し永い統治を保証するためには、国家と国民を共通の言語という象徴的な手段で統一する必要があった。果してこの両国は現在のフランスとドイツの原型となり、それぞれの母語もその長い連続性のなかで形成されてきたのである。

さて、そのような状況でこの文書を、敢えてフランス語よりもラテン語に近づけて書かなくてはならない理由があるだろうか。社会的政治的状况も、言語学的分析も、さらの一つ付け加えるならば同時に書かれたドイツ文の(仏文との)非均質性も、⁸⁾このテキストがどちらかと言えば当時の俗語のほうにより近いことを示しているように思えてならない。

この問題についてここでこれ以上深入りをするつもりもないし、それは本来の目的でもない。深い霧のなかを手探りで進むようなやり方ではあっても、この文書が今に伝わっているお蔭で、我々は当時の言語についてなんとか考察をめぐらせることが出来るのである。

(注)

- (1) 当時の呼称は、シャルルの領土で話されていた俗語が *romana lingua*, ルイの領土で話されていた俗語が *teudisca lingua* であった。
- (2) 実際にはこの部分の最後に関係節がもう一か所現れる。以下の調査では関係節も対象にしているわけだが、この例に関しては、これは解釈の問題であるが、内容的に従属節というより独立節的な性質を持つと思われるため除外した。< *Et ad Ludher nul plaid nunquam prindrai, qui, meon uoi, cist meon fradre Karlo in damno sit.*>
- (3) このような従属節の語順は現代ドイツ語においてだけでなく、中世のドイツ語(この場合はフランク語)においても支配的であった。誓約のドイツ文においてもこの点では一致する。
- (4) ここでは最初の500行について調査した。使用テキストは Editions Champion, *Classiques français du moyen âge*.
- (5) 12世紀にこだわるならば、もう一つの方法として、J. Herman(1990)のようにラテン語宗教文からの翻訳を用いることも考えられるが、それはそれで別の難点が生じてくる。
- (6) 古くは A. Ewert(1935)が、現存する仏文と独文を突き合わせて「元のラテン文」を再建した。だが誓約の文章がラテン語から翻訳されたことを証明するものは何もない。
- (7) K. Ewald(1964)。
- (8) これら二つのテキストは動詞の位置や限定辞(形容詞、指示詞、所有形容詞)と被限定辞の順番などにおいて酷似しているが、一方にある語句が他方においては欠如しているなど異なる部分もある。

参考文献

- Brunot, F. : *Histoire de la langue française des origines à nos jours*, tome I, Paris, A. Colin, 1966.
- Cerquiglini, B. : *La Naissance du français*, coll. *Que sais-je?*, n 2576, Paris, Presses Universitaires de France, 1991. — セルキリーニ『フランス語の誕生』瀬戸直彦・三宅徳嘉共訳、白水社、1994年。
- Cohen, M. : *Histoire d'une langue: le français*, Paris, Les éditeurs français réunis, 1950.
- Deloffre, F. : "A propos des Serments de Strasbourg: les origines de l'ordre des mots du français", *Travaux de Littérature et de Linguistique*, t. XVIII, 1980, Mélanges Moignet, pp.287-298.
- Ewald, K. : "Formelhafte Wendungen in den Straßburger Eiden", *Vox Romanica*, t. XXIII, 1964, pp.35-55.
- Ewert, A. : "The Strasburg Oaths", *Transactions of the Philological Society*, 1935, pp.16-35.
- Haubrichs, W./ Pfister, M. : *In Francia fui*, Studien zu den romanisch-germanischen Interferenzen und zur Grundsprache der althochdeutschen, "Pariser (Altdeutschen) Gespräche", nebst einer Edition des Textes, Mainz/Stuttgart 1989.

- Herman, J. : Du latin aux langues romanes, études de linguistique historique, Max Niemeyer Verlag Tübingen, 1990.
- Holmes, U. / Vaughan, E. : "Germanic influence on Old French Syntax", Language IX, 1933, pp.162-170.
- Wartburg, W. von : Evolution et Structure de la langue française, Berne, Francke, 1934. —
ヴァルトブルク『フランス語の進化と構造』田島宏、高塚洋太郎、小方厚彦、矢島猷三共訳、白水社、1976年。